



公益社団法人

広島西法人会会報

第288号
(通巻336号)

7月 2025

ヒロシマを伝えるモニュメント



旧日本銀行広島支店（爆心地から約380m）



八丁堀一帯（爆心地から約800m）

※表紙の詳細は10Pをご覧ください。

◎お知らせ：今回から会報は年4回（7月、10月、1月、4月）の発行になります。今後とも宜しくお願い致します。



法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、個人番号（マイナンバー）とは異なり、原則として公表されどなたでも自由に利用できます。

法人番号の表記にご協力ください。



～法人会は良き経営者をめざすものの団体です～

【広島西税務署管内】

公益社団法人 広島西法人会

法人番号：3240005012724

広島市西区大宮1丁目27-4 電話 237-4720

<http://hojinkai.zenokuhohojinkai.or.jp/hiroshimanishi>

E-mail: hwca@nifty.com

FAX 237-0908



法人会ホームページ



自宅やオフィスの
パソコンから、
インターネット。

e-Tax してますか みんなで電子申告をしましょう!!

第14回 通常総会

令和7年度活動方針

- ・公益法人に相応しい組織・財政基盤の再構築を！
- ・「法人会の理念」に則り地域の発展に寄与する公益性の高い事業活動を！
- ・組織の適正な運営を！



挨拶をする三島豊会長

去る5月26日ホテル広島サンブラザにおいて第14回通常総会が開催されました。

当日の議案は、審議事項として第1号議案 令和6年度収支決算報告書承認の件、第2号議案 任期満了に伴う役員選任（案）承認の件が上程され賛成多数で可決され、三島会長の2期目がスタートしました。そして、公益法人制度改革の一環として今年度より外部監事に（株）沼田総合印刷の丸林智行氏、外部理事に関西タクシー（株）の大内茂穂氏をお迎えすることになりました。そして、（1）令和6年度事業報告書について（2）令和7年度事業計画書について（3）令和7年度収支予算書について（4）自主点検チェックシート・ガイドブックについても報告がありました。

令和7年度も、公益法人に相応しい法人会組織、財政基盤の再構築と、「法人会の理念」に則り、会員の研鑽、納税意識の高揚に努め、地域企業の健全な発展並びに地域社会への貢献に資する事業の展開を活動の基本的指針として取り組んで参ります。

また、昨年度は会の運営について、会員企業の皆様



祝辞を述べる中村裕之署長

には多大なるご迷惑をお掛けいたしました。今年度は適正な会の運営を行うと共に、これまで通り「税のオピニオンリーダー」として法人会の公益性を高めることを意識した税の啓発活動を行い、e-Taxの普及推進に加えダイレクト納付の普及と地方税の申告・納税についてもeLTaxの利用推進についても協力し、e-Tax、eLTaxでの申告においては、申告書のみならず附属書類、法定調書等の利用も推進いたします。その他、国税庁が後援する、企業の税務コンプライアンス向上に役立つ「自主点検チェックシート」も昨年リニューアルされ、その利用も推奨いたします。

租税教育においては、小学6年生を対象とした「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、青年部会と女性部会が連携を図り積極的に管内の出来るだけ多くの小学校に参加していただけるよう、次代を担う子供たちに「税」についての啓蒙活動を行います。

以上の通り、今年度も各種事業を充実させていく予定です。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

記念講演会

総会に先立ち行われた記念講演会では、経済アナリストの森永康平氏に『激動の時代、どうなる日本経済の展望』という演題で講演していただきました。

講師の森永先生は、証券会社や運用会社でアナリストとして日本の中小型株式や新興国経済のリサーチ業務に従事されており、インドネシア、台湾などアジア各国にて新規事業の立ち上げ支援や法人設立を経験されておられます。また、経済関係の書籍も多数出版されており、テレビのご出演も多いのでご存じの方も多いと思います。



講師の森永康平氏

講演会では、先生ご自身が昨年出場されたキックボクシングでの大会で優勝されたお話しや、物価高で困窮を極める日本の経済情勢についての現状分析と持論を展開され、今後の日本経済の展望についてお話をいただきました。

広島西法人会では、著名人をお招きしての講演会を随時開催致しますので積極的なご参加頂ければと思います。



会場の様子



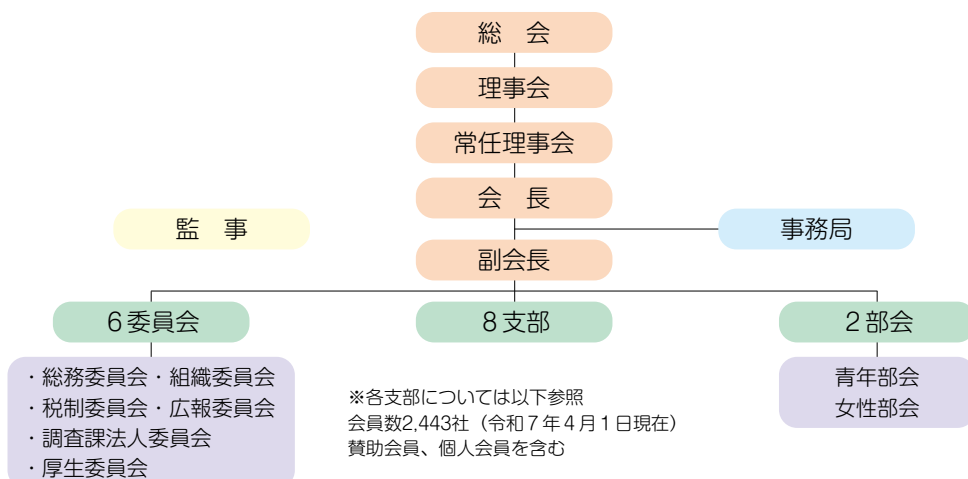
私たちと一緒に社会に貢献出来る仲間をご紹介します
(公社) 広島西法人会では、会員増強に取り組んでいます。

会員企業のお知り合いの方で法人会にご加入されていない方がおられましたら、是非、支部役員、事務局までご紹介ください。法人会は70年の歴史を持つ、約70万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。また、各種研修会、情報誌やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識、情報を提供しており、これらの研修をはじめ各事業に参加することで、様々な業種の経営者と知り合い、事業展開のヒントを得るチャンスにもなります。

公益社団法人 広島西法人会 事務局

〒733-0007広島市西区大宮1丁目27-4 TEL082-237-4720 FAX082-237-0908

公益社団法人広島西法人会 組織



支部	正副支部長	町名	支部	正副支部長	町名
大手・千田	支部長：ひろしま管財(株) 川妻 利絵 副支部長：キョーリツ(株) 佐古 隆司 会員数：198社	大手町・千田町 紙屋町2丁目 南千田東町・南千田西町	庚午	支部長：(株)ハイエレコン 上田 康博 副支部長：(株)ナナツマチ 坪内 昭吉 会員数：263社	庚午北・庚午中・庚午南 井口町・井口・井口鈴が台 井口台・鈴が峰町・草津本町 草津南1～3丁目・草津東 草津浜町・草津梅が台・高須 古江東町・古江上・田方 山田町・山田新町・古江西町 古江新町
本川	支部長：(株)藤田商店広島支店 藤田 敏幸 副支部長：(有)このみや 藤原 克実 会員数：355社	本川町・十日市町・堺町 猫屋町・土橋町・榎町 小網町・吉島東・吉島西 南吉島・吉島新町・光南 中島町・住吉町・加古町 吉島町・羽衣町 広瀬北町・広瀬町 寺町・西十日市町	江波・舟入	支部長：平賀金属工業(株) 平賀 哲朗 副支部長：西村黒鉛(株)広島支店 真部 哲 会員数：223社	江波本町・江波東・江波西 江波二本松・江波南 江波栄町・江波沖町 舟入川口町・西川口町 舟入南・江波東・江波西 河原町・舟入町・舟入中町 舟入本町・舟入幸町
観音	支部長：田中食品(株) 田中 岳子 副支部長：(株)池久保電工社 池久保典也 会員数：339社	観音町・東観音町 西観音町・観音本町 南観音町・南観音 観音新町・天満町 上天満町・福島町 都町・小河南町	中広	支部長：広川(株) 廣川 正一 副支部長：(株)信永産業 吉野 篤敬 会員数：380社	中広町・大芝・大宮 大芝公園・楠木町・三篠北町 新庄町・三篠町・横川町 横川新町・三滝町・三滝本町 打越町・竜王町・山手町
己斐	支部長：(株)梅田 一成 副支部長：(株)広田造園 廣田 昭 会員数：109社	己斐本町・己斐東 己斐中・己斐西町 己斐上・己斐町 己斐大迫	商工センター	支部長：(株)古昌 古本 由美 副支部長：(株)ヒロカ 岸本 充雄 会員数：300社	商工センター 井口明神・草津新町 草津南4丁目・草津港

令和6年度の収支決算報告並びに、事業報告、令和7年度の収支予算、事業計画については、
広島西法人会のホームページをご覧ください。

Q 広島西法人会

検索

 mishima		縁もゆかりも一期一会 三島食品株式会社 代表取締役会長 三島 豊	
法人番号	3240001048689	法人番号	6240001007956

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。	・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。 ・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。	

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は年収200万円超475万円以下は30万円、475万円超665万円以下は10万円、665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

第48回 新入社員早期戦力化セミナー

今年度の新入社員早期戦力化セミナーを、新卒者と若手社員の方を対象にして、23名の皆さんをお迎えして4月7日、8日の二日間で開催致しました。

ここでは受講生の中から3名の方の感想文をご紹介します。



株式会社ダイセック
竹本 匠 成

私はこの二日間のセミナーを受けて、多くの学びを得ることが出来ました。講師の方々からも貴重なお話しを伺うことができ、とてもいい経験になりました。私の中で特に印象に残った講演は、北山さんの講演である「職場のストレスを減らすコミュニケーション術」です。仕事をする上での大切なことや、どのような思考を培えば仕事上で生じるストレスを減らすことが出来るのか等のこれから働く私達にとってとても貴重なお話をしてくださいました。その中でも北山さんは、自分が何を大切に思っているかという「在り方」が大事だと語っていました。またその他にも、今だけを見ずに先を見て行動していくことが大事だと語られていました。わたしはこのお話をうけて「相手が喜ぶことは何か」を考えて行動することを軸に、頑張っていこうと思いました。

今回のセミナーを通じて、自分自身の将来に対する意識が高まりました。今後は、セミナーで学んだ社会人としてマナーや思考、仕事に対する心構えといった知識を自分のものにして、いち早くチームの一員として貢献できるよう、自分が目標とするエンジニア像に近付けるように、一步一步前進していきたいと思います。



株式会社ジェイ・シー・ティ
川崎 絢 音

社会人では出来て当たり前のことを新入社員に向けて一から教えてくださり、社会人として求められる基本的なマインドセットやビジネスマナー、そしてコミュニケーションの重要性を学ぶことが出来ました。ビジネスマナー講座では、初めて実践した名刺交換や今までは曖昧に使用していた敬語の種類など詳しく学べました。私も含め新入社員が苦手としている電話対応の注意点を説明され、電話対応の実戦から自らの課題を理解できました。学生のころとは異なり、自ら考え行動する主体性や、組織の一員としての責任感が求められることを強く実感しました。特に、報連相の重要性や、相手目線に立った伝え方のポイントについては、今後の研修や業務に活かせる内容で、大変参考になりました。また、他の新入社員の方々との交流や意見交換を通じて、自分の課題にも気づくことができ、いい刺激を受けました。

今後は、今回学んだ知識や仕事に対する姿勢を日々の研修や業務で実践し、少しでも早く先輩だけでなく社外の方からも信頼を得られる社員になれるよう努力したいです。常に学ぶ姿勢を忘れず、失敗を恐れず積極的に質問し、何事も挑戦し続けることで着実に成長していきたいです。



株式会社池久保電工社
大野 瑛 史

本セミナーを受講して、コミュニケーションについて理解を深め、再度考えるきっかけになりました。コミュニケーションの重要性は理解しているものの、うまくできたと感じられない日々でした。前職も含めて社会人5年目になります。半ば我流なものの伝え方で、周囲の寛大な気遣いと自分がもつ僅かながらの専門性でなんとか押し通していました。今回6名の講師からお話を伺い、多彩な話・実践からそんな自分を見つめなおす有意義な機会になりました。印象に

残っている講座はどれかという質問をされたら困るほど、充実した2日間でした。税の話・在り方が大事・ビジネスマナー（作法）の実践・自分から動かしていく生き様・冒険し続けることの面白さ・ビジネス文書の書き方。これらすべて、円滑なコミュニケーションやマナーという技術の上で成り立っており、その上で様々な話や人生が展開されていると思うと、とても興味深いと感じました。これからは、社内外を問わず、自分の専門性をより活かせるように、相手に不快感を与えないコミュニケーション力・ビジネスマナーを磨いていこうと思っています。より良いコミュニケーションを心がけて業務に励んでまいります。

青年部会便り

第45回通常総会を開催

去る4月23日、第45回通常総会がオリエンタルホテル広島で開催されました。今年は役員改選期にあたり青年部会では部会長が(株)広瀬印刷の瀬尾淳氏から(株)ファーストスタッフの高藤孝一氏へバトンタッチされました。また、議案については満場一致で可決され新年度がスタートしました。総会ではこの度青年部会をご卒業される方々へ記念品の贈呈も行われ、永年に渡る青年部会への多大なるご協力に感謝の意を表しました。

また、総会後の女性部会との合同で行う記念講演会は、「現代における伝統文化－武家茶道上田宗箇流の場合－」というタイトルで上田宗箇流 家元 若宗匠 上田宗篁氏にお話を頂戴しました。

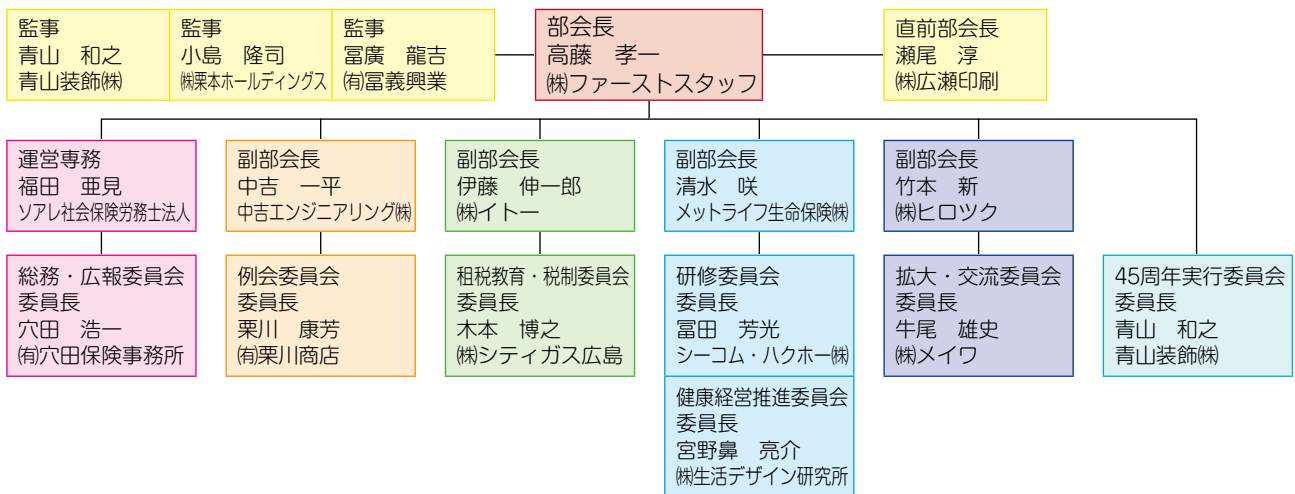


新青年部会長 高藤孝一氏



講師 上田宗箇氏

★青年部会令和7年度組織図



女性部会便り

第42回通常総会を開催

去る4月23日、第42回通常総会がオリエンタルホテル広島で開催されました。今年は役員改選期にあたりますが、部会長には西和興産(株)古屋由利子氏が再選されました。また、他の議案も満場一致で可決され女性部会の新年度がスタートしました。

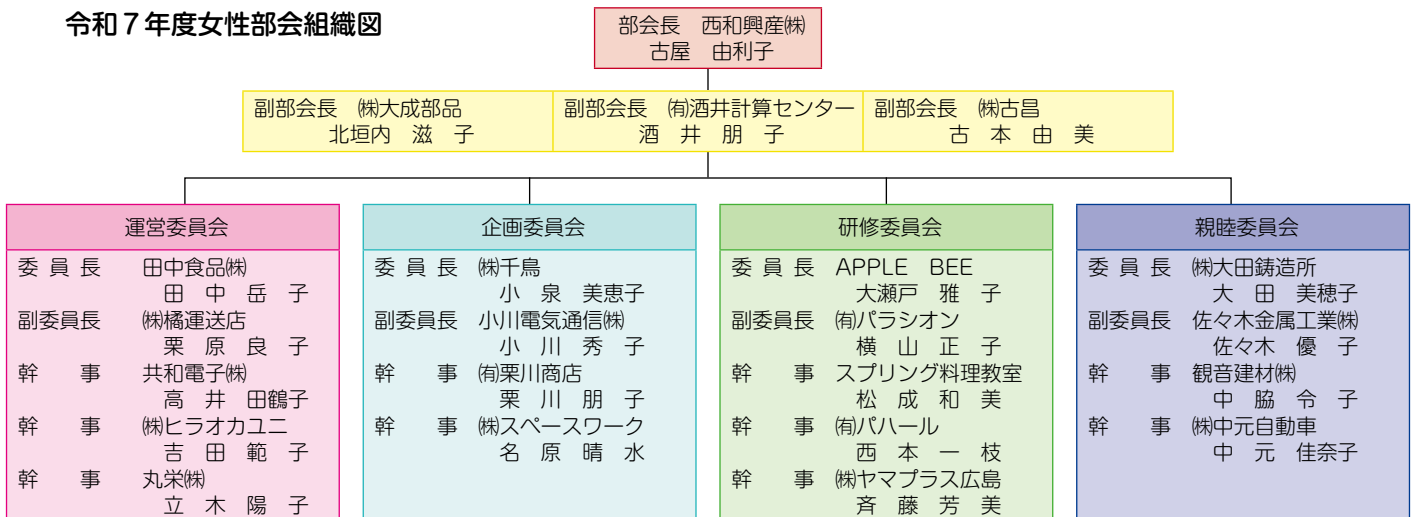


女性部会長 古屋由利子氏



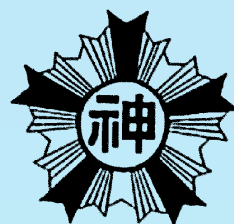
広島西税税務署 中村裕之署長

令和7年度女性部会組織図



第25回「わが町の小学校」 ～広島市立神崎小学校～

住 所：広島市中区舟入中町1—36
児 童 数：445名（令和7年3月1日現在）
校 長 名：宮本 文雄
校 訓：「志高く 美しく」
教 育 目 標：夢や志をもち、ともに未来を切り拓く子供の育成



校舎写真 昭和25年



校舎写真 令和6年

校 歌

作詞 高井 正文
作曲 佐藤 正二郎
編曲 松前 良昌

一、流れゆたけき 太田川
川面に映ゆる 大空の
希望の色の うるわしや
われら 神崎小学校

二、緑色濃き 二葉山
若さ輝く いのちもて
ひたすら学ぶ おおしきよ
さかゆく 神崎小学校

三、波寄せ返す 瀬戸の海
久遠の平和 ひとすじに
祈るまことの たのもしや
仰ぐ 神崎小学校

本校は、明治43年3月4日に、神崎尋常小学校として創立した。昭和20年8月6日、原子爆弾投下により全校舎が焼失したが、昭和25年4月1日に広島市立神崎小学校として復校した。

本学区は、北は平和大通りから、南は国道2号線を超え舟入幸町まで、東は太田川本流の水量豊かな本川、西は風情あふれる清流の天満川までの区域で、本校はそのほぼ中央の本川沿いに位置している。電車通り（江波・横川線）、国道2号線、舟入本町商店街通り沿いに、各種店舗・会社・金融機関・病院・マンション・住宅等が建ち並んでいるが、学校

周辺はいたって静かな落ち着いた環境にある。

本校は、学校・地域・保護者が一体となった、「笑顔輝け！ 神崎っ子運動」に取り組み、「まちぐるみによる教育」を推進している。こうした環境の中、児童は115年を超える本校の歴史と伝統に対する誇りを胸に、日々、熱心に学校活動に取り組んでいる。

○学校の表彰歴

令和3年～令和6年 学校保健推進賞

地域社会貢献活動～租税教室開催報告～

本年度も法人会の地域社会貢献活動として、小学6年生を対象にした租税教室が始まりました。また、租税教室の開催に併せ女性部会が行っております「税に関する絵はがきコンクール」の参加呼びかけも行っております。管内小学校の26校の

内、租税教室は23校、絵はがきコンクールは18校の小学校にご参加頂きます。今年度も青年部会では趣向を凝らし、分かりやす租税教室を目指して開催致します。

令和7年度の租税教室参加校

鈴が峰小学校	古田小学校	高須小学校	中島小学校
舟入小学校	己斐小学校	井口明神小学校	本川小学校
天満小学校	江波小学校	己斐上小学校	吉島小学校
観音小学校	井口小学校	庚午小学校	草津小学校
古田台小学校	己斐東小学校	大芝小学校	山田小学校
三篠小学校	吉島東小学校	井口台小学校	

令和7年度の「税に関する絵はがきコンクール」参加校

鈴が峰小学校	己斐東小学校	中島小学校
舟入小学校	吉島東小学校	本川小学校
天満小学校	井口明神小学校	草津小学校
観音小学校	己斐上小学校	山田小学校
己斐小学校	庚午小学校	南観音小学校
井口小学校	井口台小学校	神崎小学校



おかげ様で創業90周年
新鮮野菜で健康な生活づくり

FURUSYO
<https://www.furusyo.co.jp>

代表取締役 古本 由美
〒733-0832 広島市西区草津港1丁目8-1
TEL 082-279-2166 FAX 082-279-2677
info@furusyo.co.jp <http://furusyo.co.jp>

株式会社 古昌

法人番号	2240001010633
------	---------------

 **広島アルミニウム工業**

代表取締役社長 **小松 理央**

〒733-0011 広島市西区横川町3丁目6-3
TEL : 082-233-1111 FAX : 082-233-3351
<https://www.hai.co.jp/>

法人番号	3240001009146
------	---------------

我が社のPR! vol.67

法人番号	1240001001377
会 社 名	株式会社S・Tゾロ
代 表 者	見附 丈尚
住 所	広島市中区舟入川口町2-37
事業内容	看板・テントの製作施工



代表者
見附丈尚氏



1. 会社の沿革

- 1987年 広島市西区東観音にて創業
- 1989年 広島市中区江波に事務所・工場を移転
- 1990年 株式会社エス・ティゾロ設立
- 1994年 現 広島市中区舟入川口町に事務所・工場を移転
- 2009年 社名を株式会社S・Tゾロに変更現在に至る。

2. 取扱商品と業務内容

看板とテントの製作、施工を行っております。

3. 自社の強み

自社で製作するのでお客様のニーズに出来る限りお答えできます。

4. 私の趣味

釣り・ゴルフ



5. 法人会に一言

法人会は租税教室や税に関する絵ハガキコンクール等、税に関する様々な活動を行っている有意義な会だと思います。

法人番号	3240001002852
会 社 名	株式会社クニヤスシール
代 表 者	代表取締役 國保 洋二
住 所	広島市西区楠木町三丁目2-7
事業内容	ラベル・シールの印刷加工、紙製品への箔押・浮出し加工



代表者 國保洋二氏



1. 会社の沿革

弊社は1971年に父・國保典昭が箔押や浮出加工を専門に創業しました。1980年からはシール印刷を本格的に始め、現在はラベル・シール製造を中心に事業を行っています。

2. 取扱い商品と業務内容

食品・酒類・化粧品・工業製品など、さまざまな分野に向けたラベル・シールを製造しています。印刷から仕上げまでを社内で一貫対応できる体制を整えており、一般的なラベルはもちろん、特殊紙や加飾を用いたラベルにも対応可能です。また、ラベル以外の紙箱や台紙などパッケージ・紙製品への箔押や浮出（エンボス）加工にも対応しており、見た目や質感にこだわご要望にもお応えしています。

3. 自社の強み

お客様のご要望に柔軟に対応できるフットワークの軽さが当社の強みです。箔押しやエンボスな

どの高付加価値加工に力を入れ、「伝えたい情報」と「商品に込めた想い」を、シール印刷の技術を通じて正確かつ魅力的に表現することを心がけています。丁寧で誠実なものづくりを大切に、常にお客様の課題に寄り添った提案を行っています。

4. 私の趣味

休日はキャンプなどのアウトドアで過ごすのが楽しみで、自然の中で気分転換し、仕事への活力をもらっています。

5. 法人会に一言

法人会青年部会の活動を通じて、日々の経営に役立つ知識や、多くの素晴らしい出会いをいただいています。今後も皆様とのつながりを大切にしながら、共に学び、成長していければと思います。

次回予告：10月号は、商工センター支部・大手千田支部の会員企業がご登場の予定です。

ヒロシマを伝えるモニュメント

戦後80年を迎え、街の中に掲示されている、被爆直後のその足跡を訪ねました

今年は、昭和100年、終戦後80年の節目の年です。長い日本の歴史の中で、たった80年前の出来事でしたが、すでに被爆1世の方々が数少なくなられ、被爆の実相を聞く機会も少なくなっています。広島西法人会は、広島の市民が人類始まって以来初めての、辛く厳しい体験を強いられたこの出来事を風化させてはいけないと思います。そのために私たちができる小さな取組として、市内に設置されている被爆直後の映像を掲げたモニュメントを皆さんに再度認識を新たにしていだけるよう、令和7年度の4回の広報誌の表紙に取り上げることと致しました。



旧日本銀行広島支店 爆心地から約380m

1945(昭和20年)年8月6日午前8時15分、原子爆弾の強烈な爆風により、外形は残ったものの内部は破壊され、42人の犠牲者がでました。市内の金融機関はほとんど壊滅したため、日本銀行の内部を仕切り各銀行が窓口を設け、8月8日から業務を開始しました。



八丁堀一帯 爆心地から約800m

空襲による火災の拡大を防ぐ目的から、被爆当日この地区でも防火帯をつくるための建物疎開作業が行われており、多数の犠牲者がでました。また、地区内の家屋は一瞬のうちに倒壊し、付近一帯全て火の海となり焼失しました。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

**重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

**1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。**

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区基町12-6AIG広島ビル
TEL 082-535-6010

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

毎月10日は **税務署・金融機関において
国税を納付される方へ**

**キャッシュレス
推進強化デー**

※ 10日が休日の場合は翌開庁日

窓口で納付される際に、
あなたに合ったキャッシュレス
納付をご案内します！
e-Tax の操作体験をしていた
だき、まずはダイレクト納付の
届出書の提出をご案内します。

キャッシュレスなら

待ち時間
不要！

外出
不要！

納付書
不要！

紙保存
不要！

広島国税局・広島西税務署

インターネットセミナー セミナーオンデマンド
★ 4月分 月間視聴ランキングBEST2 ★

月間視聴ランキング BEST 2

1

海外旅行のトラブル事例と対策

社会保険労務士
危機管理コンサルタント

健康・ライフスタイル

田邊 良学



誘拐・盗難・テロ…海外旅行の裏には多くの危険が潜みます。もしあなたが事件に巻き込まれたら冷静に対処できる自信はありますか？ 海外で実際に誘拐された経験を持つ講師が危険な状況での適切な行動や、犯罪を未然に防ぐための知識を徹底解説！ しっかり学んで、安全に旅行を楽しみましょう！

再生数 15679回

2

満席講座のつくりかた

満席講座プロデューサー
SNS 集客コンサルタント

一般経営

加藤 あい



セミナーの集客に苦戦していませんか？ 本セミナーでは満席講座プロデューサーである講師がセミナーの集客を増やす方法を3つのステップでお伝えします。ターゲット設定や企画の構成、告知の極意など、実践的なノウハウを学んであなたの講座を満席へと導きましょう！

再生数 8136回

二〇二五年四月の再生回数を集計

広島西法人会のホームページ
から視聴ください。

広島市役所からのお知らせ

法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて事業所等が所在する区ごとに課される均等割と、国税である法人税の税額に応じて課される法人税割とがあります。

なお、法人税割の税率については、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 事業年度分	令和元年10月1日以後 の事業年度分
中小法人*	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

※中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）又は個別帰属法人税額（分割前）が年240万円以下の法人のことを指します。

事業所税について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等が行う事業に対して課されるもので、事業所床面積に応じて課される資産割と、従業者給与総額に応じて課される従業者割があります。

市内合計の事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える法人又は個人の方は申告が必要です。

また、新たに事業所用家屋を貸し付ける方は、事業所用家屋の貸付申告書を提出する必要があります。

※ 詳しくは、広島市のホームページをご覧ください。

市HPページ番号「1019083」→ 事業所税の課税のしくみ



個人市民税・県民税・森林環境税について

・給与支払報告書の電子データによる提出義務の要件変更について

源泉徴収票をe-Tax（国税電子申告・納税システム）等により税務署に提出することが義務付けられている給与支払者は、広島市に提出する給与支払報告書についても、eLTAX（地方税ポータルシステム）等による提出が義務付けられています。現在、基準年（前々年）に税務署に提出する「源泉徴収票」が100枚以上である給与支払者は、e-Tax等により提出することが義務付けられていますが、令和9年1月1日以後は30枚以上に変更されます。例えば、令和7年に税務署に提出する「源泉徴収票」の枚数が30枚であった場合は、令和9年1月に広島市に提出する「給与支払報告書」は、eLTAX等により提出する必要があります。

・特別徴収税額通知の受取方法について

給与支払報告書をeLTAXで提出する際は、特別徴収税額通知（以下「税額通知」という。）の受取方法を、「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」ごとに「電子データ」か「書面」の選択を行うことになります。

なお、「電子データ」を選択した場合は、電子的に税額通知のデータを管理及び従業員個人ごとに配信するための体制が必要です。また、一度選択された受取方法にて税額通知を受け取られた場合は、その税額通知をもう一つの受取方法で再発行することはできません。給与支払報告書提出の際の税額通知の受取方法選択について、お問い合わせください。

電子申告・電子納付をご利用ください

法人市民税の申告書や給与支払報告書等の提出は、eLTAXを利用したインターネットによる電子申告をご利用ください。また、eLTAXからは電子納付により納税することもできます。

※ 詳しい内容や手続等は、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



（問合せ先）

広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係 TEL082-504-2093（法人市民税・事業所税に関すること）
特別徴収係 TEL082-504-2089（個人市民税・県民税に関すること）

（申告書等の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係、特別徴収係（本庁舎8階）
※各市税事務所・税務室でも受付します。